

広島県告示第五百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県福山市郷分町及び同市山手町地内													
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第四十八号）で定める事項							
	矢田川（一六）	土石流	次の図のとおり		矢田川（一六）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				
土砂災害警戒区域	草木川（二七a）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	草木川（二七a）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	草木川（二七b）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	草木川（二七b）	土石流	次の図のとおり
	草木川（二七b）	土石流	次の図のとおり		草木川（二七b）	土石流	次の図のとおり		草木川（二七隣）	土石流	次の図のとおり		草木川（二七隣）	土石流	次の図のとおり
土砂災害警戒区域	境川（二八a）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	境川（二八a）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	境川（二八b）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	境川（二八b）	土石流	次の図のとおり
	境川（二八b）	土石流	次の図のとおり		境川（二八b）	土石流	次の図のとおり		境川（二八c）	土石流	次の図のとおり		境川（二八c）	土石流	次の図のとおり
土砂災害警戒区域	境川（二八c）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	境川（二八c）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	境川（二八d）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	境川（二八d）	土石流	次の図のとおり
	境川（二八d）	土石流	次の図のとおり		境川（二八d）	土石流	次の図のとおり		境川（二八e）	土石流	次の図のとおり		境川（二八e）	土石流	次の図のとおり
土砂災害警戒区域	境川（二八e）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	境川（二八e）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	境川（二八f）	土石流	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	境川（二八f）	土石流	次の図のとおり
	境川（二八f）	土石流	次の図のとおり		境川（二八f）	土石流	次の図のとおり		境川（二八f）	土石流	次の図のとおり		境川（二八f）	土石流	次の図のとおり

横路川（二 八隣）	土石流	次の図のとおり	石原川（二 ○a）	土石流	次の図のとおり	石原川（二 ○b）	土石流	次の図のとおり	石原川（二 ○隣）	土石流	次の図のとおり	桜川（八三 a）	土石流	次の図のとおり	桜川（八三 b）	土石流	次の図のとおり	矢田川（八 一六二）	土石流	次の図のとおり	矢田川（八 一六二隣 b）	土石流	次の図のとおり		
横路川（二 八隣）	土石流	次の図のとおり	/	/	/	桜川（八三 a）	土石流	次の図のとおり	桜川（八三 b）	土石流	次の図のとおり	矢田川（八 一六二）	土石流	次の図のとおり	矢田川（八 一六二隣 b）	土石流	次の図のとおり								

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。